

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年4月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和5年4月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

| | | |
|----|----|-----|
| 1番 | 加藤 | 光雄 |
| 2番 | 浅井 | 弘幸 |
| 3番 | 黒宮 | 俊明 |
| 4番 | 槇田 | 法行 |
| 5番 | 平野 | 洋二 |
| 6番 | 黒宮 | 喜代子 |
| 7番 | 岡村 | なつ枝 |
| 8番 | 白木 | 斉 |
| 9番 | 丹村 | 巧 |

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

| | |
|----|----|
| 平松 | 和憲 |
| 伊藤 | 博幸 |
| 花井 | 文彦 |

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

| | | |
|-----|----|----|
| 事務員 | 多賀 | 達人 |
| 事務員 | 服部 | 彰宏 |

6. 会議の書記は次のとおりである。

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 多賀 | 達人 |
|------|----|----|

7. 会議の議案は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画について |

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、加藤哲也推進委員と伊藤久志推進委員の2名です。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしく願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木齊委員、加藤光雄委員をお願い致します。

ご両名の方、よろしく願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は[]m²で申請件数が1件です。

本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、[]の[]筆、地籍は計[]m²、譲渡人は、[]

番地の■■■■、譲受人は■■■■の■■■■で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和5年4月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が■■■■㎡、貸付地が■■■■㎡です。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物については、■■■■で■■■■㎡です。

機械の所有状況は、■■■■です。

農作業に従事する者としては、■■年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は■■の■■名で農作業経験もあり、申請地までの距離は約■■kmで移動時間は徒歩■■分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

農作業に従事する者の氏名は：■■■■歳、主たる職業：■■■■
■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日、■■■■
■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は、■■■■㎡です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番は「集団性への影響は無く、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましては、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■■■件、■■■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は賃借権、申請地が■■■■■■■■■■、地目 ■■■、地積は■■■㎡で、賃貸人は■■■■■■■■■■、賃借人は■■■■■■■■■■です。

当該申請は■■■■■■■■■■の建築としての転用で、隣接地の状況は、北と東は賃借人の■■■、南が■■■、西が■■■です。雨水排水は、敷地内で集水し南側■■■へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて申請番号2番について、区分は所有権、申請地が■■■■■■■■■■、地目 ■■■、地積 ■■■㎡で、譲渡人は■■■■■■■■■■、譲受人は■■■■■■■■■■です。

当該申請は譲受人が営む■■■■■■■■■■としての転用で、隣接地の状況は、北が■■■、南が■■■と■■■、東と西が■■■■■■■■■■です。雨水排水は、■■■■■■■■■■で集水し西側及び東側■■■■■■■■■■へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、事項書戻りまして6ページの「議案第3号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人■■■戸、借受人■■■戸の、筆数が■■■筆で、面積は■■■■■■■■■■㎡です。

8ページの農用地利用集積計画の1番から8番についてまとめて説明します。利用権の設定を受けるものは■■■■■■■■■■、地目は■■■、作物は■■■です。利用権の設定を行う者、面積、筆数は記載のとおりで、利用権の存

続期間は ■年間で新規の賃借権です。各筆の詳細、借賃の支払方法については 12 ページから 19 ページに記載がありますのでご確認をお願いします。続いて8ページ戻っていただいて9番については、利用権の設定を受けるものは ■■■■■、利用権の設定を行う者は■■■■■、面積は ■■■■㎡の ■筆 ■年間で■■■■の賃借権です。各筆の詳細、借賃の支払方法については 20 ページに記載のとおりです。続いて8ページ戻っていただいて 10 番から 11 ページの 73 番までまとめて説明します。こちらは町内の担い手である ■■■■さんが、この ■■■■から法人として事業をしていくことから、過去に ■■■■として利用権設定を結んだ農地について、法人である ■■■■へ権利を移転するものです。面積、筆数等の権利内容に変更はありません。詳細については、21 ページから 86 ページに記載のとおりです。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させて頂きます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 6 分]
(申請書回覧)

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 12 分]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。はじめに推進委員の伊藤博幸委員のご意見をお願いします。

伊藤博幸委員 ■■■■栽培を増やしていくとのことで問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の ■■■■委員ですが、申請者の関係者になりますので、会長の私が説明を受けましたので意見を言わせていただきます。

議 長 現状は ■■■■を植えていて道路沿いで条件も良い。増やしていきたいとのことで問題ないと思う。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」及び「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の伊藤博幸委員のご意見ををお願いします。

伊藤博幸委員 1番は [] とのことで問題ないと思います。2番は [] の [] であり問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。次に農業委員の浅井弘幸委員のご意見ををお願いします。

浅井弘幸委員 1番、2番ともに問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは採決に入りますが、「議案第1号」の「1番」については、農業委員の [] 委員が申請者の関係者ですので、 [] 委員には一度退室していただきます。

([] 委員退室後)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申

請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。それでは
委員に戻っていただきます。

(委員入室後)

議 長

採決を続けます。「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして、「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

次に事項2の報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長 次に農業委員の黒宮俊明委員のご意見を申し上げます。

黒宮俊明委員 XXXXXXXXXXの届出であり特に問題ないと判断しました。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 12分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員